

近世後期に現れた三種の國家思想（上）

田 畑 忍

第一款 序 説

こゝに近世後期というのは、第十九世紀から第二十世紀にかけての時代、ことに第二十世紀に始まる時代、なにかんづく第一次世界戦争を中心とする時代を言うのである。

すなわち、この時期は、従來の民主主義的又は立憲主義的傾向をもつていた自由なる庶民國家が、第一次世界大戦後に於て一時的に著るしくその傾向を昂揚したるにかゝわらず、次第にその基盤たる社會の矛盾の深まるにつれて、所謂獨裁主義的國家に變質しつゝあるとせられるところに、その政治的特徴を示しているものと言ふことができる。然し、また他面から見れば、これは國家が國家たることの最高の段階にまで發展しつゝあることを證しているものと見られ得るであらう。然しこの段階に於ても、諸國家それぞれの傳統的に固有する獨自性のあることはもちろんであつて、この點を顧慮洞察することは特に必要であると、言わねばならない。

かくの如く、近代的國家が世界史的に又一般的に見て、その特質を愈々顯はし來るとともに漸やく變質しつゝある現代に於て、そこに展開されているところの國家思想は百花繚亂として多彩であるが、結局それらのものは

この時代に於ける政治的特徴のそれぞれの思想的表明であることは言ふまでもない。然し、今、私はこれらのものゝ全てをこゝにあげつらはんとするものではない。そのうちで、特に庶民的近代國家の變質に對して、何等かの意味で批判的な然かも究極に於ては支配的な類型の國家理論に就て敘述し、またその思想的成長のあとを顧みることにはしたいと思うのである。

二

近代的國家の後期に於ける變質乃至封建的逆行に對して、何等かの意味に於て批判的な而かも支配的な類型の國家理論は、既に述べた如く現代の政治的イデオロギーの一つであるが、思想史的には近世初期及び中期以後に於けるルソーやヘーゲルの市民的國家思想に對するものとして、またかゝるものゝ發展したるものとしてこれを見ることのできるであらう。然し、他の觀點からすれば、かような國家に關する諸々の理論は、近世後期を文化的に豐富ならしめた市民的社會學並びに心理學の影響下に立てる、謂はば社會學的心理學的國家理論乃至實證的國家理論として、これを特色づけることが出来るであらう。而してまた、それを更に二種類に區別することを適當とする。

即ち、その一つは現實的社會學的國家觀として成立しているものであり、他は形式的社會學的國家觀と稱することを可能とするものである。また、前者を社會學的國家觀と稱し、後者を多元的國家論として一括することを得るであらう。而してこの兩者は、恰かもその前指定としてのヘーゲルの國家理論が、哲學と法學とに從屬するところの觀念的なものであつたのに對して、一つの對蹠をなすものである、と言ふべきであらう。もつとも、ヘーゲルの國家理論が、それ以後のドイツ帝國の比較的順調に發展した、謂はばドイツ的自由主義の理論化とし

て發展したことをもこれを看過してはなるまい。これ即ち、シュタール、ロレンツ・フォン・シュタイン、グナイスト、ゲルバー等に淵源せるドイツの法學的國家論と稱すべき主權制限的な傾向の國家理論、ことにその發展物なる純粹法學的國家理論にほかならぬ。

こゝでは以下この三つの國家理論に就て概述するにとどめ、これらのものとは無關係ではないが、然かも質的には全く異なる空想的社會主義の國家理論及び無政府主義的國家理論及びそれらの社會主義的國家理論を集大成したるもの及びそれらの變種せるものなどに就ての敘述はこれを省略する。(拙稿「近世中期の國家思想」参照)。

第二款 社會學的國家論

社會學的國家論はマキャヴェリ、ボダン、ホッブス等の權力的國家絕對說に酷似するところをもつてゐる。しかし、そこから發展してきてゐるものではない。むしろ August Comte (1798-1857) 並びに Herbert Spencer (1820-1903) 等の社會的有機體說にまで、その思想的淵源を遡ることができらるであらう。もちろん然し、源泉はこの一つに限られてはいない。おそろく、ヘーゲルやロレンツ・フォン・シュタインからも其の水脈を引いてゐることは疑へないであらう。

Cours de philosophie positive, 1830-1842. 及び Systeme de politique positive, 1851-54 等の著者であるコンドールセは、周知の如くモンテスキューとコンドールセ(Condorcet 1743-1794)に思想的影響を受けた近世社會學の鼻祖であり、またサン・シモン(Saint-Simon 1760-1825)との關聯に於ける近世社會思想の源泉であつて、社會

現象を實證的に、自然現象の研究と同様の實驗・觀察・比較によつて科學的に研究する方法を採つた其の開拓者であり先驅者であるとせられる。即ち、從來の抽象的・觀念的・主觀的・形而上學的方法を棄て、既に自然科學の領域に於て用ひられてゐた經驗的・具體的・客觀的・實證的方法を、社會科學の分野に於て始めて採用したのが、「物理學」的な態度を取つたコントであつて、學問が神學的・形而上學的及び科學的實證的の各段階を通過して發展するとす三段階説は、其の歴史哲學として周知知られてゐるところである。かゝる傾向の理論は一括的に實證科學 (La science Positive) と呼ばれ、科學的な傾向の政治思想としてゆるされてきた。然しながら、それは多分に空想性をもち、空想的社會主義を育成せしむる地盤でもあつた。のみならずそれは、かゝるものより派生したものであつた。例へば、コントの思想的先驅者であるサン・シモンはダランベールに師事し、のちかゝる空想的社會主義を唱へた貴族であるが、コントの學問發達にかんしての三段階説は既にサン・シモンの社會説・歴史觀のうちにあらわれていたのである。故にコントを語る場合、サン・シモンを忘却することはできなすわけである。Du système industriel, 1821. Catechisme des industriels, 1823-1824. Nouveau christianisme, 1825. 等は其の主著として知られてゐる。

然るにスペンサーの社會學は、佛の Wolms (1869-1926)、獨の Lirienfeld (1829-1906) 及び奥の A. Schäffle (1831-1903) 等とともに、コントの實證的傾向を繼承してゐるに拘はらず、イギリスの功利主義哲學に立脚して、空想主義に對立するものとして發展し、かくして所謂社會有機體說的國家論 (Theory of the social organisms) を確立するにいたつた。而して、彼のこのような傾向を決定したものは獨特の生物學的方法であり、それはダーヴィニズムと呼ばれるものである。例へば、リリエンフェルトは、有機體の特質が動物有機體よりも、却つて神經細胞の組織及び人間労働の所産を有する社會の方に、よりよくあらわれてゐるとなし、それは社會に於ては其

の部分が自覺的であるがためであるとなし、國家を以て眞實の有機體であると主張した。すなわち、彼に於ては、寧ろ生物學的方法のみが採られているのである。リリエンフェルトの著書には *Gedanken über die Sozialwissenschaft*, 1873-1881 *Verteilung der organischen Methode in der Soziologie*, 1898. 等がある。またシェツフレは社會を動物社會と同様の群であるとなし、その要素は個人であり、この個人の結合が社會を形成すると言ふ。かくして、シェツフレによりて社會は、民族・身分社會・市民團體・土地團體・國民團體に區別せられ、數的に擴大する時期と、內的に充實する時期と、衰亡の時期とがあるとせられた。 *Nationalökonomie*, 1861. *Kapitalismus und Sozialismus*, 1870. *Abriss der Soziologie*, 1906. 等は即ち、その主著である。

有機體説を以て社會學の最初の一つの型であるとなすガーナー教授が、社會學者の國家觀は生物學的類似に始まる、と言つてゐるのは然し特にスペンサーを指しているものゝ如くである。即ちスペンサーは生物團體の有機的進化によつて社會の超有機的進化を類推するのである。この意味に於て、彼の社會學は一個の生物學的類推社會學である。かくて、スペンサーに依れば、社會は生物と相似たる有機體であり、國家はかゝる社會發展の一段階であり、政府的組織は社會進化の途上に發達したるものであつて、それは各個々人の最大の幸福を實現するものでなければならぬ。こゝに彼の功利主義的國家思想があらわれてをり、その自由放任思想を見ることができらう。即ち彼は、國家の職能を限定して外敵に對する防衛と内部的侵害の阻止であるとなし、それ以上の國家の干渉を社會の進歩に對して有害であると考へていたのである。且つまた戰爭は最早不必要のものと思つた。スペンサーの著作には *First principles*, 1862. *Principles of psychology*, 1871-1872. *Principles of sociology*, 1876-1880. *The man versus the state*, 1884. *Principles of ethics*, 1879. 等、その他多くのものが知られてゐる。而して明治初年以來その我が國の政治及び思想等に與へた影響はいちぢるしきものがあり、譯著

も亦夥しい數に上つてゐるが、日本に於ける彼の最大の弟子は有賀長雄博士であつたと言ふことができよう。(拙稿「有賀長雄の國家學」参照)。

スペンサーの生物學的方法はやがてこれを心理學的方法に於て基礎づけんとする社會學者の輩出するに及んで、社會學の一段の進歩を遂げさせることになつた。既述のシェツフレにもこの傾向はすでにあらわれていたのであるが、然し、Ward や Warras や Giddings や Kidd や Bryce や Lowell や Merriam 等の英米系の人々が特にかゝるものとして屈指されるのである(それらの人々に就てのこれ以上の論及はこゝでは省略する)。他方、獨逸に於てはまたリエンフェルト及びシェツフレ以後、ヘーゲル、シュタール等よりブルンチェリに淵源してギールケ等に發展し、而かも後にはヘーゲルの他の流れを汲むゲルバー、ラーバント、イエリネック等と合流するにいたつた國法學的國家論の流れ(これらの流れに就ては後述)に拮抗して、スコットランドの Ferguson (1723-1816) (フアーグソンに就てダンニング教授は、ヒュームの批判的精神とモンテスキューの歴史的精神とがフアーグソンに於て最もアトラクチヴに結合してゐた、と評してゐるのであるが、彼には *Essay on civil society*, 1765. *Institutes of moral philosophy*, 1772. *Principles of moral and political science*, 1792. 等がある)に於てすでにあらわれていた實證的國家理論の展開を見るにいたり、グンプロヴィッツ、シュパン、ラッツェンホーフアー、ベントレー、オッペンハイマー、ヴント、スモール、クノー等がこれを大成したのであり、我が國の加藤弘之博士も亦この學派に屬するものである。(加藤弘之博士については拙著「加藤弘之の國家思想」参照)。

これらの社會學的國家論の基調が一元的世界觀に在ることはカスパリーの指摘せる如くである。彼等は社會に對して個人を輕視し、これを細胞視する有機體説のそうした傾向を一段と強化し、殆んど例外なしに、國家は一階級(種族)が他の階級(種族)を支配する組織に起源し、この階級組織は唯だ戰勝と劣敗群の服従とを通じて

のみ現れるものである、と言ふ社會的又は自然的事實を證明し且つこれのみを確認してゐる。即ち、社會的及び自然的事實をそのまゝに重視するのである。右の如き其の國家學說を征服説 (Eroberungstheorie) 又は權力説 (Machtstheorie) と言ふのであり、ヘーデル等の國家自目的説からはすでに離れ去つてゐることが注意せられよう。こゝでは、この學說の代表者としてグンプロヴィッツとラッツェンホーフアーとオツペンハイマーに就てのみ概述する。

尙ほ、社會學的國家論のうち數へられることはできないが、或る意味に於てそれへの近似點を含んでゐるものとして Anton Menger (1841-1906) の Neue Staatslehre (河村又介譯「新國家論」) を擧げることができらうであらう。然しながら、またそれは寧ろ法學的國家論の變種と見る方が適當かも知れない。

二

グンロヴィッツ (Ludwig Gumplowicz, 1838-1910) はポーランド系獨逸の社會學者である。彼は公法學者として出發したのであるが、のちに辯護士となり、ポーランドの民權運動に投じたこともあり、更にのちになつて社會學の研究者たるにいたつた。

その著書としては Rasse und Staat, 1875. Staatsrecht, 1877. Der Rassenkampf, 1883. Grundriss der Soziologie, 1885. Allgemeine Staatslehre, 1897. 等があるが、むづかしくも一九〇二年に Die Soziologische Staatsidee を著はしたとき、グンプロヴィッツは名實ともにこの學派の創始者たるにいたつたのであり、更に一九〇五年には Geschichte der Staatstheorien を出してゐる。彼はコント、シュタイン、Lester Frank Ward (1841-1913) 等の思想的影響を多分に受け、かくて法學的國家思想に對立せるファーストンやシェツフレのダー

ヴィニズムの國家觀を社會學的に完成した。かくて、その國家論の基礎は彼の社會學にあることは明らかである。

グンプロヴィッツに従へば、社會學は社會的なるもの又は社會現象を、研究の對象とするところの學問である。而して社會現象は、個人によつてではなく集群によつて生出されるものであるから、集群現象の活動を記述し分析して、その本質・發生・鬭争等を研究して、以て集群現象に内在する社會法則を發見することが社會學の任務である、然るに、國家は正にかゝる意味に於ての社會現象の一つであつて、恰かもそれは社會學の一對象でなければならぬといふのである。

かくてグンプロヴィッツは、國家の神學的・合理主義的・法律學的研究の學問的無意義を強調し、法の側から又は法に於ける國家即ち國家の法的構造を論ずる國法學的國家論を攻撃した。即ち、國家が如何なる社會現象であるかと言うことは、それによつては明らかにせられ得ないとする。それは何故かと言へば、國家は社會的諸要素(集群)の自然法則的活動によりて生じ、社會的活動の擴大とともに發展したる一つの自然現象に過ぎないからであると言ふのである。その際、彼は異質の集群と人種・言語及び宗教の多元的存在とその相互間の敵對的關係といふ事を彼の社會學の前提としていたのである。かくして國家の起源にかんする説明は、次の如くになされている。即ち、國家の形成以前に既に存在したる母系制に基ける多數の原始人群は掠奪的外婚制の發達及び人口の増加等の必然的結果として、相互に鬭争關係に入つた。この鬭争關係は弱肉強食の結果するが、のちには奴隸制度を生じる。Rassenkampf¹ 即ちこれであるが、そこに種族の形成と私有財産制度の發生を伴つて、強い種族による弱い種族の武力的屈服即ち征服關係が發生し、更にそれは支配關係に進んで、そこに法及び國家が成立すると言ふのである。また、この場合、支配者は常に少數であるが、然かも軍事的及び精神的には優勢である。

かくて國家の本質は、支配者と被支配者との對立的關係にある。故に、國家とは多數に對する少數の組織的統制であり、戰勝的團體たる性質をもつものであり、二者の對立には常に必ず人種的差別が認められる。國家の行動は従つて支配階級の目的の爲にのみなされる。法もかゝる平等關係を前提とした不平等の秩序にほかならない。かくて、國家は他の侵略に對する防衛・權力の増大・領土の擴大・征服となつて現れる。そして被支配階級は、この爲めに利用せられるに過ぎない。それ故兩者の間には政治的經濟的其の他の鬭争を伴ふを常とする。然かも、國家の生成によつて言語・宗教等の同化統一を來し、外部に對する敵對感情と愛國心を發生し、民族を形成することになる。これらのことは然し、すべて支配階級の意識的な所産として顯現するのではなく、全く自然の發展であり現象であるに過ぎない。然かも國家は、永久にかくの如きものであるとするのであつて、そこには理想とか目的とかと言ふことは考へられていない。

以上がグンプロヴィッツの國家論の大要である。而して、かゝる學説が主としてトライチケ等の影響の下にあつたベルンハルディー等の軍國主義的國家思想に大なる根據を與へることになつたことは言ふまでもないが、グンプロヴィッツの學統を繼ぐものは矢張り一群の社會學者であつたと言はねばならない。然し、徹底した自然科学的永久鬭争的國家觀はグンプロヴィッツを以て終つていたのである。それゆゑ、グンプロヴィッツの社會學的國家觀は前期社會學的國家觀と言はれなければならない。

三

Gustav Ratzenhofer (1842-1904) はグンプロヴィッツに呼應して、社會學的國家論を唱導したる軍人出身の學者である。彼は最初コント、ミル、スペンサーの思想的影響を著るしく受けたのであるが、のちグンプロ

イツによりて啓發せられるにいたつた。Wesen und Zweck der Politik, 1893. Soziologische Erkenntniss, 1898. Soziologie, 1908. 等の著書は彼の晩年及び死後に上梓されたものである。

ラツツェンホーフアーの國家理論に於ても、グンプロヴィッツに於けると同様に、社會的群と社會過程とが問題の焦點であつたことは言ふまでもないが、グンプロヴィッツは國家の起源を特に問題としてゐる觀あるに對して、彼はそののちの發展を重視し、また單元論をとつてをり、必要とか關心とかと言ふ點より出發して個人を重視している趣きがあるのである。かくて、ラツツェンホーフアーによれば、社會過程は反撥的な關係と社會化的な關係とを含んでゐるものである。即ち前者は鬭争へ向つての後退的衝動であり、後者は社會形成的な衝動であつて、この兩者の均衡調整が社會過程にほかならぬのである。然し乍ら、原始時代に於ける血縁愛 (Blutliebe) の本能によつて結合してゐた群と群との社會過程は、やがて *Blutfeindschaft* の原則に従つて鬭争と反撥との關係となり、かくて國家は征服關係に於て成立するにいたつたとする。即ち、國家の成立は征服者が被征服者を支配することに於て可能となつたのであり、而して、かゝる國家は要するに絶對的敵意の上に加へられた一個の止め針であり、集團的欲望によつて一個の外部的強迫的觀念にほかならぬとするのである。然るに、被征服者の社會を基礎として平和的な關心が優位的となり國民の關心に基礎を置くにいたるに及んで、文化國家 *Kulturstaat* が到來せざるを得なくなる。この文化國家に於ては、政治力の源泉たる鬭争の代りに、文化及び經濟が社會的紐帶を弱めると同時に社會關係の擴大を惹起せしめる。かくの如くにして、ラツツェンホーフアーは、文化國家は生來しつゝあるものであり、また社會過程は常に變移しつゝあるものである、との見解に立つてゐることが知られるわけである。要するに、彼は政治の本質は利己的鬭争であるとしながら、然かも政治の目的は調和・協動・社會化であるとするのであつて、鬭争といふことが社會分化の事實と調和の道德を生み出すのであると見てゐる。

のである。即ち、それは政治は如何なる場合にも目的に對する一個の手段である、とするところの彼獨得の政治の本質觀に根ざしているのである。

既に明らかな如くラッツェンホーフアーは、その出發點に於てグンプロヴィッツと同じでありながら、その結論に於ては異つているのである。言はゞ、ラッツェンホーフアーはグンプロヴィッツの如く徹底的に自然科学的ではなく、多分に形而上學的であつて、遙かに多くの目的論的要素が加はつていふことを注意せざるを得ないのである。即ち、ラッツェンホーフアーに於ては國家なる概念は二義を有し、それは社會過程の進化とともに推移し發展するのである。かくて彼によれば、現實の征服國家は將來、文化國家に進展するのであり、文化國家こそは社會的發展の目的である。

この文化國家の觀念は、オッペンハイマーに於ては、更に發展せしめられた形としての自由市民社會なる觀念となつたのである。

四

オーストリア學派と呼ばれているグンプロヴィッツ及びラッツェンホーフアーの社會學的國家理論を繼承し更にこれを修正的に發展せしめたものとして、ドイツの社會學者 Franz Oppenheimer (1864-) が評價せられる。また Kuno (1862-) (*Ursprung der Religion und des Gottesglaubens*, 1913. *Zur Urgeschichte der Ehe und Familie*, 1913. 等の著者) も、かゝる他の一人である。

オッペンハイマーは社會學的國家理論を、Marxismus の國家理論並びに Ratzel (1844-1904) 等の人類學的及び人文地理學的研究並びに、恐らくはその醫學的智識にもよつて、修正的に發展せしめたのであるとせられ

る。彼は *Der Staat*, 1907. *Theorie der reinen und politischen Oekonomie*, 1910. *Der Staat*, 1912. *System der Soziologie*, 1922-1923 等の著書があるが、その社會學的國家理論を最初に公けしたのは、一九〇三年に發表した *Die sozialökonomische Geschichtsauffassung* であると言はれてゐるが、こゝでは彼の *Der Staat* (廣島定吉譯「國家論」) に據つて、その修正的社會學的國家理論を概観する。

オッペンハイマーは、人類の生活には經濟的手段と政治的手段の二つの相反したものがあつて、後者は社會の一定の發展段階に就て前者によつて準備せられる。即ち、國家はこの段階に發生するものである、とする。彼は國家を次の如くに説明するのである。すなわち、國家は、その發生に就て見ても、更にまたその本質に就て見ても、その存立の最初の段階に於ては、殆んど全く、一つの社會的設備——優勝の人間群が征服された人間群の上とその支配を及ぼし、且つ内部の反亂と外部の攻撃とに備へるための唯一の目的を以て前の群が後の群に課したところの——に過ぎなかつた。而して、かう言ふ支配は、征服群による被支配群の經濟的搾取以外の如何なる究竟の標的をも持つていなかつたのである、と。また曰く、この地球上に於て種族の發達が、一般にやや高い形態に達したところでは、どこでも國家と言ふものは、一つの人間群が他の人間群のために征服せられたことから起つてゐる。而して國家の存在理由とその充分なる根據とは征服されたものゝ經濟的搾取であつたし、現にまたさうである、と。

然かも、オッペンハイマーによれば、かゝる國家の征服關係的起源は、收畜種族が農業種族を征服してこれを奴隸とするにいたつて始めて可能となつたのであつて、そこには征服階級たる貴族及び自由民と被征服階級たる奴隸の三階級が對立するが、のちの二者は漸次融合して、それは人種的ならざる即ち經濟的の對立階級となる。かくの如く、政治的手段たる國家が發達するにつれて、經濟的手段も發達するやうになり、かくして都市が發達

し、貨幣經濟が發達して、近代國家を成立せしめるにいたつた。そしてその究極状態になると、この經濟的手段の發達が量から質への變化作用を起して、事實上社會契約に依つて結合されているとしか思へない様な一つの社會状態たる自由市民社會 (Freibürgerschaft) に激變するにいたるであらう、といふ。

かくて彼は、その「國家論」の結論として、歴史は戰爭より平和へ、ホルドの敵對的分裂より人類の平和な統一へ、動物性より人間性へ、掠奪國家より自由市民社會への過程である、と言ふのである。然れば、その國家思想はグンプロヴィッツの永久鬭争的國家觀と異りて樂觀的であり、ラッツェンホーフアーの文化的國家觀に似ている。彼等はすなわち後期社會學的國家觀を樹立せしものである、と言ふことができよう。

以上がオツペンハイマーの國家論の概要であるが、彼の社會學的國家觀は國家の歴史性を論證せる點に於て、またラッツェンホーフアーとともにグンプロヴィッツの社會學的國家論を自然科學的なペシミズムから救つてゐる點に於て、独自の價値が認められねばならないであらう。しかしまた、これを歪曲したものであるとの非難もまぬがれないであらう。けれども一方、國家の發生に就て依然として征服説を脱せず、また他方では國家よりの自由市民社會への推移に關して、その理論に明瞭と精緻とを缺いている點に於て缺陷をもてるものであるとも見られるであらう。然し、オツペンハイマーの國家理論が現代に對して有している意義は別の觀點からこれを評價せられるべきであつて、それは後述する法學的國家論と多元的國家論とに對比せらるべきものが多いのである。恐らく「社會的自由主義」と言ふ言葉程、オツペンハイマーの現代的意義を最も直裁に表現し得る評言はないであらう。

第三款 ドイツに於ける法學的國家論の展開

ドイツに於ける法學的國家論の淵藪を何處に求むべきかに就ては、もとより論者によつて其の説くところを異にするが、遡ればホッブス、プーフエンドルフ、ルーソー、ファイヒテ、ヘーゲル、シェーリング、シュタイン、ゲルレス、ツアハリヤ、フランツの有機體説、サヴィニーの歴史法學にもいたるであらう。

而してその流れに立つて、成文憲法典制定時代に其の活動の生涯をもつた一人であるブルンチュリ (Johann Kaspar Bluntschli 1808-1881) にその一源泉を有することに就ては、恐らく何人もこれを否定しないであらう。ブルンチュリはスイス人であるが、其の祖國に於ける政治運動に失脚してのちドイツの住民となり、かくして、その國法學が立憲主義的法治主義理論のドイツ的な形態として、即ち主權容認の國家思想として結實したのである。爾來、かような國法學は特にドイツを中心に發展しているのである。

その思想的源泉が主としてフランスであるにも拘らず、革命と個人主義的自然法の國フランスに於てはかゝるものゝ生育する餘地はなく、たゞそこには、理性と正義をかざす政治家であり且つ教授でもあつた「文明史論」の著者として知られるギゾー (F. P. Guizot 1787-1874) が、ロブイエ・コラール (Royer Collard 1763-1845) やクーザン (Cousin 1792-1867) やコンスタン (Constant 1767-1830) とともに大きく輝やうしてゐるフランス的民權自由主義に徹底せる立憲思想家であつて、またそれがトックヴィール (Toqueville 1805-1859) を生じ、やがて偉大なる憲法學者エスマン (Esmein 1848-1918) を出現せしめ、更にすゝんではデュギー等の新自然法學の徒を崛起せしめるにいたつたのであつて、フランスの傳統的な法學的國家思想たる主權否定の個人主義的法國家思想の流れが、そこに形成せられたのであると言へよう。即ち、一七八九年の人權宣言にあらわれている徹

底的に個人主義的なとして法的な理論が其の源義となつているところのかようなフランス公法學は、國家の立場より立論しているドイツ國法學に明らかに對立するものである、と言はねばならない。然し、こゝではたゞ立憲思想が法よりも寧ろ國家に重點を置く國法學として典型的に組織づけられることに成功したドイツ的發展について述べるにとどめる。

二

ブルンチュエリの著書には次ぎの如きものが數へられる。即ち Allgemeine Staatsrecht, 2 Bde, 1851-1852. Geschichte des allgemeinen Staatsrechts und der Politik seit dem 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 1864. 等がそれである（前者の一部は加藤弘之の譯（明治五年）があり、また平田東助の譯（明治二十一年二十年）も其の他の譯も出てをり、我が明治初年以來大なる影響を我が國法學に與へてきたことは何人も知るところであらう）。

ブルンチュエリは哲學的方法と歴史的方法との併用に於て國家を研究すべきことを主張したが、結局のところ、その學説は生物學的有機體説にほかならぬ。即ち、彼は、國家が人格的有機體的性質のものなることを説いたのであつて、彼のかやうな傾向はイギリスのスペンサーを髣髴せしめるものありとせられる。然し、後者よりも遙かに素朴的であり、生物學的であつたところに、ブルンチュエリの特質があるとせねばならぬ。

ブルンチュエリによれば、國家は動植物よりも一層高度の有機體であつて、それは精神と肉體とを有し、種々の特殊の機能をもつた機關を有し、かくして發展生長するものであるが、單なる自然的生長をするのではなく、それは専ら構成員の精神の勃興によるのである。故に、それは道德的及び精神的有機體であり、かゝる人格を有す

るものである。加之、彼は教會をそれが神に奉仕するの故に女性であると見、これに對して男性によつて支配せらるゝ國家は男性であると考へたのである。かくの如き有機體說の思惟傾向は然しながらドイツに於ても、同時代人であり、*Philosophie des Rechts*, 1830-1837. *Das monarchische Prinzip*, 1845. 等の著者であり、君權論者で官僚主義者であるシュタール (*Stahl* 1802-1861) やヘーゲリアンのロレンツ・フォン・シュタインに於ても現れてゐた。また、その淵藪はフイヒテやヘーゲル等の「哲學的有機體說」にまで遡ることができるのみならず、更にルーソーにまで、またホッブスにまで遡及することもできよう(拙稿「近世初期の國家思想」及「近世中期の國家思想」参照)。

シュタインやシュタールのそれは、心理學的有機體說の名を以て呼ばれるのであるが、ブルンチュリよりもすこしおかれて、ギールケ (*Otto von Guericke* 1841-1921) が、これらの心理的有機體說としての國家法人説を發展せしめた。即ちギールケは、個人の多數の結合を團體人と考へ、この團體人は個々人とは別個の精神と意思をもつた生活體であり有機體であるとなし、かゝる團體人の中で權力を以て一般的意思を行使する團體を政治的團體であり、國家であると考へたのである。即ち、國家は心理的に存在する最高の團體人であつて、その本質は權力であり、この權力の表現が一般意思であり、それは主權であり、他の觀點からすれば國民精神の機關である、と説くのである。ギールケの著書には、*Die Grundbegriffe des Staatsrechts und die neuesten Staatsrechtstheorien*, 1874. *Das Wesen der menschlichen Verbände*, 1902. 等がある。

ユントやスペンサーの國家學說とともに、これらの諸理論を總稱して國家有機體說と言ふのであるが、スペンサー的有機體說は、既述の如く代表的にはグンプロヴィッツを經過することによりて社會學的國家論として仕上げられたのである。然るに、ドイツ固有の哲學的・生物學的・心理學的有機體說は、最初は同じく「實際には法

學的理論であつた」ドイツの觀念的哲學から由來せる、形而上學的法學的國家理論に對抗しつゝ、然かもその一支流でもあつた。而して、ゲルバーに始りイエリネックに於てその頂點に達し、更に第一次世界大戰後ケルゼンの純粹法學に進展した國法學的國家論の大河が即ちその主流を成しているのである。

もつとも、通常の個人の權利はもちろん、君主權をも私權的であると見たアルブレヒト(Albrecht)の國家法人説が、すでに一つの勢力としてゲルバーに先行して存在していたとせられるのである。然し、國家を以て完全なる人格なるが故に國家のみが法人であるとするその國家法人説は、ゲルバー、ラーバント、イエリネック等のそれと類を異にするものであることは言ふまでもない。即ち、アルブレヒトに於ては國家が法人であるといふのは法の制定主體といふ意味に解せられているのであつて、個人はかゝる意味で法人たることはできないわけである。これによつてこれを見れば、彼の國家法人説はその本質に於て國家有機體説以外のものではなかつたといふことができるのである。このことは、また同様にゲルバーに就ても言はれ得るところである。然るに、ゲルバー以後長足の發展を遂げた一連の國法學理論は純粹に國家法人説的なものとなつたのであり、かくて近世後期に於てすでに絶對的君主制ではなかつた獨逸帝國の安定的平和的な支配的理論であることができたのである。

三

C. F. W. v. Gerber の「純然たる法學的國家理論」はその一八六五年に公刊せられた *Grundzüge eines Systems des deutschen Staatsrechts* のうちに簡明に示されているが、人はそこに於てこの法學的國家理論が有機體説から決して無關聯のものでない、と言ふことを窺知し得るであらう。否、法學的國家論は、畢竟ヘーゲル的な有機體説的法學的國家論の正統を傳へているものであることを確信せしめられねばならない。

ゲルバーによれば、國家は、國民をしてその共同生活の法的秩序を維持せしめるものであつて、それは意思的有機體であり、最高の法的人格者であるとせられる。即ち、國家は人民の共同生活に對する法形態であり、そしてこの法的形態は人間の倫理的秩序の本源的且つ原理的形態の一部分である。國家に統一された人民の自然的觀察から有機體の觀念が生ずる、換言すればそこに於て各人は、共同目的に寄與するに最も適した地位を見出すのである。……國家が共同的善の倫理的實現に向けられた人民の全ての力を保護し、及びこれを表現する限り、それは法的秩序として認められた最高の法的人格である、と言つてゐるのである。また、國家の意思權力 (Willensmacht) を彼は支配の爲めの權力即ち國家的權力と呼んだ。國家權力は彼によれば、君主や人民にあるのではなく、國家にあるのであつて、法の創造し得る最も廣い範圍を有する。かくて、國家的權力は人格として考へられる道義的有機體の意思力である。それは多くの個々人の人爲的及び機械的集合ではなくて、寧ろ自己意識的な國民の道義的總體力である。またそれは人間の最も有力なる社會的形態であるといふ點に於て本來的に國家に含まれた自然力である。而して、國民はすべてこの意思力に對して服従するものにほかならないが、凡そ國民の理倫的共同的意思を完全に代表する爲めに國家權力は主權的でなければならぬ。かくして、この國家權力こそは國家の法である、とするのである。

以上の如きゲルバーの學説を見て、人は彼の國家理論が、一面に於ては、ヘーゲル的であり、形而上學的であり、有機體說であることを知らざるを得ないであらう。即ち、それは言はず意思的・精神的有機體說と呼ぶことができるであらう。

而かも、注意すべきことは、彼が決して國家的權力を絶對的意思と見ずして、國家の目的を充すべきためにのみ存するものと考へ、法學的にそれは制限的であるとなし、國民の各種の自由を認容するのみならず、基本的な

自由權を主張していることである。即ち、そこにドイツ的自由主義への途、言ひ換へればイエリネックへの道が続いていると考へられるのである。

四

ゲルバーの國家理論がイエリネックに於て見事に集約大成せられるまでに、すでにかゝる傾向に屬するものとしては、ラーバント (Laband 1838-1919) 等の國法學的理論が、それと厳しく對立するグンプロヴィッツ等の社會學的國家論の立場及びその一分派と看做すべき非法學的權力説の代表者たるザイデル (Seidel, 其の著に *Grundzüge der allgemeinen Staatslehre*, 1873. *Kommentar zur Verfassungsurkunde für das Deutsche Reich* 等がある) 等から假借なき批判と對峙を受けつゝ、當時ドイツ國家理論の主流を形成していたことは言ふまでもない。かくしてまた、その分派的對立者の一人であり、より個人主義的なギールケが、一方に於てはザイデルの非法學的權力的國家理論を攻撃しつゝ、他方に於てはゲルバー、ラーバント、イエリネック、マイヤーをも形式主義的傾向として非難していたのである。Archiv für das öffentliche Recht の編輯者にして、また *Das Staatsrecht des deutschen Reichs*, 3 Bde. 1876-1882. の著者であるラーバントは國家と他の團體との區別の標準を、支配がその固有の權利に基いてなされるか否かに置いたのであるが、國家の本質にかんする固有權説的見解は後世に大きく影響した。イエリネックもこの説を繼承し、それを展開してこれを自主權説となし、以て法學的國家觀の特徴を一層明瞭にしたものと言ふことができよう。

Georg Jellinek (1851-1911) が、近世ドイツの最も代表的な公法學者の一人であることは更めて言ふまでもない。ゲルバー、ラーバント等の法思想を繼承したイエリネックは、然しながら決して其の先行者に對して無批

判的ではなかつた。かくて、彼以前に於ては一元論的なりし國法學を二元論の基礎の上に置いて、これを發展せしめたのである。その多くの業績のうちから、System der subjektiven öffentlichen Rechts, 1896. (「公權論」と題して木村銳一・立花俊吉兩氏により譯出されている)と、一九〇〇年にその第一版の出た Allgemeine Staatslehre (この一部分が大西邦敏・水垣進兩氏によりて譯出されている)とを、おそらくイエリネツクの主著として擧ぐべきであらう。また Die sozialethische Bedeutung von Recht, Unrecht und Strafe, 1878. には大森英太郎譯「法の社會倫理的意義」が出てゐる。

ゲルバーに於て意思的・精神的有機體と看做されていた國家は、イエリネツクに於ても矢張り同様の倫理的人格者として觀ぜられた。と言ふよりも、國家は彼には法的人格者であると考へられていたのである。否、それはヘーゲルの國家哲學と有機體説の辿りついた法人格説の究極の發展である、と言はねばならない。

然しながら、すでに述べたように、イエリネツクの國家觀は、最早ゲルバーやラーバントの如き一元的國法論ではない。それは二元論的國家論であり、所謂二側面説と呼ばれるものである。即ち彼は、國家の社會的概念と法律的概念とを明確に區別して、前者に就て國法學が成立し、後者に就ては國家の社會理論が成立する、と考へたのである。然し、その社會的國家理論がグンプロヴィッツのそのの如き社會學的國家論でなく、法學的傾向顯著なるものであることは寧ろ當然のことと言へよう。即ち、イエリネツクに於ては、國家の名稱の問題、國家學說の問題、國家の本質の問題、國家の歴史的形態の問題等が、その所謂社會的國家理論に屬し、國家要素の法的地位の問題、主權の問題、憲法の問題、國家機關の問題、國家作用の問題、國家の形態の問題等はその國法學的理論に屬するのであるが、而かもそのすべてが法學的であつて社會學的でないことはこれを否定し得ない。蓋し彼は、國家は常に法によつて基礎づけられ、永久に法的基礎の上に立つ制度である、となすが故である。即

ち、イエリネックに於て、國家は次の如くに定義せられているのである。即ち、社會的現象としての國家は、固
有的な支配權を具有した定住せる人類の團體的統一體であるが、法律的現象としての國家は固有的な支配權を具
有した定住せる國民の社會體であり、又は固有的な支配權を附與せられたる地域的社會體である。即ち、國家が
人格として見られるのはその法律的觀念に於てであるが、而かも彼によれば、この法律的國家概念は社會的國家
概念への接合に於てのみ可能だと言ふのである。されば、社會的概念としては國家は事實の一狀態としての團體
であるから、それは法的概念としては社會體であると言ふのであつて、かくて法概念的に國家は權利の主體であ
り法人である、とせられているわけである。然し何れの面に於ても、彼は國家を實體としているのではなく、こ
れを心理的性質としての機能であり、心理的集團現象である、と見ているのである。

かくて、法人としての國家、即ち社會體としての國家は、イエリネックによれば國土と國民と國家的權力（國
權）を、その構成要素とする。即ち、彼は典型的な國家三要素説をとるのである。而して國權は、それが支配
權であるところに、他のあらゆる權力からの相異點を有するのであつて、即ちそれは拘束せられざる權力であ
り、反抗せられざる權力である。就中、國家的權力は主權的である。即ち、獨立且つ最高の權力であつて、この
主權性は國家的權力の一特性でもある。従つてそれは、自己の意思によることなくしては決して制限せられな
い。唯だ、それは自己の意思によることに於てのみ制限を受ける。換言すれば、それは自發的に法に服従する。
即ち、自己自らの作つた法の制限を自ら欲する範圍に於てのみ受けるのである。これ即ち、國家の自己制限
(Selbstbeschränkung)である。然かも、かゝる制限のうちに於ても國家は依然として主權的である。主權的支
配權が全體を總括するのである。かゝる意味に於て、近代國家は法治國家であり、法に服従すると言ふのであ
る。デューギーによれば、この自己制限説は一種の詭辯であるのみならず、イエリネックの創始したものではなく

つ、Zweck im Recht, 2 Bde., 1877-1883. 及び Der Kampf ums Recht, 1872. 「法に於ける鬭争」(日沖憲郎譯)の著者であるイーエリング(Jhering 1818-1892)の目的法學・法治國家説に既に現れていたものを自己のものとして發展せしめたるものに過ぎない。然し、そのこと自體は些しも問題ではないであらう。唯だ、それを如何に發展させたか、またそれと如何に異つたところがあるか、と言ふことが吟味せられるべきであらう。

目的は全ゆる法の創造者である、とするイーエリングは、かゝる目的法學の理論よりして、當然にも、國家は法に依つて拘束されるといふことは必然的である、規制適用上の危険は、かゝる手段に依つてのみこれを除去し得るのである、そしてかくしてのみ平等、安全及び法の正當性が任意的行爲の局面に現れる、としているのである。即ち、イーエリングは國家は組織された強制權力であり、法はかゝる國家の創出にかゝるものであるが、國家は其の目的・意思・利益の爲めに自己制限をなし、かくて法に服従する。これ即ち、法治國家であると言ふのである。然るに、この自己制限説を發展させたイエリネックに於ても、法は國家によつて意思せられ、作出せられ、保護せられ、且つ適用せられるものであるが、而かも、この國家の法に對する服従は、國家自體の機關性と社會心理學的な基礎即ち人々のかゝる時代意識的な確信の上に立つのであつて、かくして國家はその自由意思によつて自己を制限すること以外には他の何者によつても制限せられない、とするのである。すなわち國家の權力は、自己制限に依つて法的權力たるの性質を獲得する。かゝる自己制限は恣意的ではない。國家的權力は、だから單に權力ではなくて寧ろ法的埒内に於て行使せられる權力であり、かくて法的權力であると彼は言うのである。かゝるイエリネックの學説が典型的な法治國家思想であることは疑ひない。然しデュギーは、イエリネックの國家思想の根柢には國家權力に對する眞の法的制限が考へられていない、何故かと言へば自己制限は眞の法的制限ではないからであると言ひ、そこでそのことはイエリネックの國際法にかんする敘述にもよく現れていると言つ

ている。即ち、それはイエリネックが國際法の基礎を國內公法の場合と同様に國家の自己制限に求めてをり、かくて國際法の遵守が國家の存在と抵觸する場合には法的規制は背後に退く。國際法は國家の爲めに存在し、國家は國際法の爲めに存在するものではない、となしているからである、と言ふのである。このようにイエリネックには、戰爭を進歩の要具であり、法的秩序の源泉であると考へる論理があるのである。

デュギーが右の如くにイエリネックを見ているのは、デュギーの言ふところの法が、イエリネックの法と全く異つて自然法又は法則を意味するものであるに由るのであるが、とにかく既述の如く近世の初葉に歴史的必要に應じて現れたボダンやホッブスやルソーやオースチンによつて樹立せられた主權論（絶對的主權論）が、イーエリグ及びイエリネックに於て、制限的主權論の體裁を取るにいたつたことは否定することの出来ないところである、と言はねばならない。而してまた、この制限的主權論乃至修正的主權論が、恰かも近世後期のドイツ的自由主義國家のイデオロギーに合致するものであつたことも言ふまでもなく明らかなことであらう。然かも、それは、第一次歐洲大戰後に於てさらにケルゼンによつて法と國家とが同一視されるにいたり、國際法優位説の樹立へと發展するにいたつたのであるが、また英佛に於ては、かゝる國際的事件と事情とが、後述のごとき或はデュギーの法主權論を生み、或はラスキやマッキーバーの多元的國家論を發生せしめることゝなつたのである、と言へるであらう。

五

ドイツの國法學的國家理論の到達し得たる、最高峯としてのイエリネックに對する批判の形に於て現れたハンズ・ケルゼン（Hans Kelsen 1881）の規範的乃至純粹法學的國家理論が、然しながらその思想史的關聯に於て

は、上述せるドイツ國法學の一變種的發展にほかならないものであることは言ふまでもない。即ち、そこには切り離すことの出来ない血のつながりが見られるのであつて、このことはケルゼン自身も明言しているところである。殊に、彼が、イエリネツクの方法二元論に非を鳴らして法學的純粹を絶叫し、法と國家との同一視を力説した點に於て、人は却つて國法學的國家論の固有の形姿を見るの思ひをなすであらう。然し、それは、その有する現象形態に就てのみ言ひ得られるに過ぎぬのであつて、後述する如くその「純粹」の意味と實體とは異つてをりまた彼の學說に就ての重點は、寧ろ第一次世界大戰後の國際的情勢と、ドイツ國家の現状が、作出せしめるにいたつたところの國際法に優位を認める彼の國家主權否定論に置かれねばならないであらう。恰かも、それはフランスのデュギー、イギリスのラスキ、オランダのクラッベ等の主權否定論とその發生の世界史的根據を共通にしているものと言はねばならないのである。唯だ、デュギーやクラッベやラスキ等はドイツ國法學に對立する思想からドイツ國法學的國家主權論を攻撃せるものなるに對して、ケルゼンはドイツ國法學の發展的形態として其の國家主權論を否定せざるを得ないこととなつた點に於て異つてゐる。かくて、ケルゼンにかんしては、その法學的純粹性よりも、却つてその國際法優位說的主權否定論及び法段階說にこそ重點を置いて評價せらるべきものである、と言はざるを得ない。ケルゼンの世界觀は言うまでもなく自由主義である。

ケルゼンは一八八一年プラーグで生れ、一九一一年以來ウイン大學の講壇に立つて公法學の講義をし、一九三〇年ケルン大學に轉じて國際法の教授となつた。一九三三年ナチスが政權を把つて以來、その斷壓を受けてアメリカに逃れた。ケルゼンには次の如き著書がある。即ち、Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 1911. Das

Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts, 1920. Der soziologische und der juristische Staatsbegriff, 1922. (堀眞琴譯「國家概念研究」) Allgemeine Staatslehre, 1925. (清宮四郎譯「一般國家學」)

Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1929 (西島芳二譯「デモクラシーの本質と價值」) *Reinrechtslehre*, 1934. (横田喜三郎譯「純粹法學」) *The political theory of Bolshevism* 1948 (矢部貞治譯「ボルシェヴィズムの政治學的批判」) 等であるが、こゝでは主として、素破らしくその學說の要約的な *Reinrechtslehre* に於て、其の國家にかんする理論を瞥見する。

ケルゼルの純粹法學的國家論が從來の國法學的國家論と異なる主要點の一つは、それが心理學的社會學的國家論から完全に離脱しているところにある、と言へるであらう。言ひ換へるならば、そこには何等の有機體説も含有されていない。どこまでもそれは法認識論的である。この意味に於て、有機體説的であるゲルバーやラーバントの國法學は、これを決して「純粹法學的」と言ふことはできない。唯だケルゼンのそれのみが純粹法學的であり、規範科學的である、と言はねばならないであらう。かくして、ケルゼンのそれは國家論即ち法學であつて、因果科學的な國家社會學や應用規範學たる政治學から嚴密に峻別せられる次第である。詳言すれば、その國家論(國法學と憲法學とを含む)は市民法學や行政法學と共に規範科學としての法學たるのである。

されば、ケルゼンに於ては國家は單に法秩序でのみあり得るのであつて、それ以外のものではない。かようにして、國家は法であり規範であるから、彼が有機體説的な意思概念を峻拒するのは極めて當然である。唯だ、彼によれば、所謂國家意思なるものは、法秩序の統一性を示すものであり、國家人格は權利義務の統一の擬人的表現であり、その歸屬點たるに過ぎない。かくて、法は國家的性質を有し、國家は法的性質を有するのであつて、この二つは實質的に同一事實である。而かも、かゝる彼の法と國家との同一視説はその著書の加はると共に幾變遷したのであるが、その二十數年來の成果たる *Reinrechtslehre* に於ては、それは次の如くに要約せられてゐる。曰く、國家は法律秩序である。たゞし、いかなる法律秩序も、單に法律秩序であるだけで、既に國家と名づ

けられるのではない。法律秩序を構成する規範の設定と執行のために、若干の分業的に活動する機關が設けられるときに、はじめて、さうである。法律秩序がある程度の中央集權を達成したときに、それは國家と稱されるのである。而して彼は、かゝる法律秩序としての國家の擬人化的觀念を法主體としての國家即ち法人格としての國家なりと見るのであつて、從來の法人格説とは全く異つてゐることが知られる。また、この法人格を可能ならしめる人を彼は國家機關として資格づけてゐるのである。

ところで、我々は更に次の點を注意しなければならない。即ち、彼は法律秩序としての國家がその上級の段階としての法律秩序を有しないときに於ては、いまだ國家そのものが最高の、主權的な法律秩序であり、法律團體であるが、國內法秩序の上に國際法秩序が現はれるや否や、國家はもはや主權的な法律秩序としてでなく單に相對的に最高の法律秩序としてのみ、國際法の下に立つに過ぎないそれとしてのみ、國際法に直接に従立するそれとしてのみ理解され得ると言ふのである。我々は、そこに於て彼が國家權力の主權性を否定し、國際法秩序に國內法秩序に對するプリマートを附與してゐることを瞭知し得るのである。これ即ち、ケルゼンが法段階説を採つてゐる結果であるが、或はまた主權を否定せんが爲めに法段階説を採つてゐるとも言はれ得るであらう。また、かゝる法の上級・下級としての體系的觀念は當然に國內法秩序に就ても認めてゐるところであつて、それが彼の全學說の一つの鍵であることと言ふまでもない。右の如くケルゼンに於ては、國家の權力は最早や主權的なるものでなく、法律秩序の實效性たるにとゞまるものである。かくてまた國家的領域は、法律秩序の空間的妥當範圍であり、國民はその人的妥當範圍たるのである。

然るに、「この國際法秩序によつて構成された超國家的團體は、前國家的法律團體と同様に、充分な中央集權化が缺けてゐるために、これを國家として主張することはできない」。かくして、ケルゼンは國家は國際法團體

の機關であり、一法人であるとするのである。従つて彼が、第一次世界大戰後に於ける國際團體の有力化を契機として、究極に於ては世界國家の成立を仰望するものであることは、「純粹法學」の結語のうちから我々はこれを知ることができるのである。曰く、純粹法學が國家概念を相對化して一切の法の認識的統一を確立することによつて、中央集權的な世界法秩序の組織的統一のために、それは一つの根本的な前提を供給するものと言ひ得るであらう、と。

六

ヘーゲルの絶對主權説より出で、有機體説の影響刺戟を受けつゝ發達したドイツの國法學的國家理論はイエリネックに於て修正的主權説となり、更にカント哲學を基礎理論とするケルゼンにいたつて主權否定論としての國家理論となつたのである。而して、近代國家の發展の歴史的意義を理解することなくしては、おそらくこの國法學史上に於ける大きい變化を理解することはできないであらう。然かも、主權否定論としての國家理論が一つの要求たるにとゞまり、未だ現實の國家の説明となり得ないことは言ふまでもないが、そのもつ近代國家の變質に對する批判性は、多元的國家理論のそれとともにこれを否定することはできない。

ケルゼンを其の指導者とするウイン學派のフェルドロス (Verdross) やメルクル (Merkl) などをはじめとして、廣く世界に散在する彼の學説の祖述者乃至發展者に就ては、こゝでは説述しない。またケルゼンとともに新カント學派に屬するシュタムラー (Stammler, 1856-1938) の新自然法學やラードブルッフ (Radbruch, 1878-1949) の相對主義等に見られる國家思想に就ても亦論及することを割愛しなければならない。(以下次號)